



明日を、あける。

街を、ささえる。



第 82 期

報告書

平成28年4月1日 ▶▶ 平成29年3月31日

目次

第82期定時株主総会招集ご通知添付書類	● 連結計算書類に係る
● 事業報告 …………… 1	● 会計監査人の監査報告書謄本 …… 40
● 連結貸借対照表 …………… 36	● 会計監査人の監査報告書謄本 …… 41
● 連結損益計算書 …………… 37	● 監査等委員会の監査報告書謄本 …… 42
● 貸借対照表 …………… 38	● トピックス …………… 45
● 損益計算書 …………… 39	● 株主メモ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当社第82期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社にとっては、創立60周年という大きな節目を迎えた年度でありました。国内事業においては竣工の端境期により売上・利益は前年・予想を下回りましたが、欧米事業は売上・利益とも順調に回復しました。その結果連結業績については、売上・営業利益・経常利益は前年・予想を若干下回りましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年・予想を上回り最高益を更新いたしました。

このような状況を鑑み、当社は自社株式取得をおこなうとともに、期末配当につきましては、当初公表いたしました通り、1株あたり13円とさせていただきたく、第82期定時株主総会にご提案申し上げます。これにより中間配当金と合わせた年間の配当金は前年度記念配当3円を含めた23円より2円増の1株あたり25円となります。

第二次3ヵ年計画の中間年度となる本年度は、長期経営ビジョン『三和グローバルビジョン2020』達成の成否を決める重要な年度と位置づけており、社会から信頼される企業体質の維持強化に向け、新しい経営体制・組織体制の下、グループ全社一丸となって業績向上に取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長 CEO 高山 俊隆

平成29年6月

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(連結業績)

(1) 事業の経過およびその成果

◆ 連結業績ハイライト

- ・国内事業が竣工の端境期により、進捗が遅れ減収・減益。
- ・欧米事業が順調に回復し、海外において、営業利益100億円を突破した。
- ・当期純利益は、前年・予想を上回り過去最高益を更新した。

売上高	3,539億円 (前期比3.2%減)
営業利益	264億円 (前期比1.6%減)
経常利益	252億円 (前期比3.3%減)
親会社株主に帰属する 当期純利益	170億円 (前期比16.7%増)

当期における我が国経済は、個人消費の持ち直しや住宅着工戸数の増加もあり、緩やかながら回復基調となりましたが、非住宅分野の建築市場は力強さを欠く状況で推移しました。海外(1月～12月)においては、米国経済は、住宅市場と消費者支出が牽引し底堅く推移し、年末には新政権の期待感から金融・為替市場が好転するなど総じて緩やかながら拡大が続き、欧州経済は、個人消費、設備投資が堅調で全体的に回復基調となりましたが、英国のEU離脱問題、米国大統領選挙の結果が懸念材料となり、先行きに不透明感が強まりました。

このような環境下、当社グループは、今年度から長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」第二次3カ年計画をスタートさせ、「グローバル・メジャー」としての競争力を強化するため、グループ一丸となり取り組んでおります。国内においては、非住宅建材市場が停滞する環境下、既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、防火設備の新しい検査・報告制度への対応に注力しました。米国では、基幹事業の強化および成長、川下事業戦略に注力し、シェア拡大に努めました。欧州では、統一基準に準拠した耐火ドアの全欧州への拡販、セクショナルガレージドアのシェア拡大を推進する

とともに、ノルスード社（フランス）を買収し、産業用ドア事業の強化を図りました。

これらの結果、国内グループ会社については、中核事業会社の三和シャッター工業を中心に多品種化の取組みが奏功、また点検法制化による保守点検が好調でメンテサービス事業は増収となりましたが、基幹商品である非住宅向けのシャッター・ドア等は、受注は増加したものの、竣工の端境期となったこともあり、減収となりました。利益面では、基幹商品の数量減と事業拡大のための先行投資や人件費等が増加し、減益となりました。一方海外においては、米国グループ会社では住宅市場が好調で主力のドア事業が増収、その他においても好調に推移し現地通貨ベースでは増収となりましたが、円高影響で円ベースでは減収となりました。利益面では増収効果に加え、材料鋼材価格低減等により増益となりました。欧州グループ会社においては欧州全体の回復基調のもと、ノルスード社の連結効果もあり大幅な増収、利益については円高の影響もありましたが、現地通貨ベース・円ベースともに増益となりました。

以上の結果、当期連結売上高は、前期に比べ、3.2%減の3,539億2千2百万円となりました。利益面では、営業利益は、前期に比べ、1.6%減の264億4千万円、経常利益は、前期に比べ、3.3%減の252億7千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ、16.7%増の170億7千万円となりました。

次に当社グループの地域別営業の状況をご報告致します。

地域別営業の状況

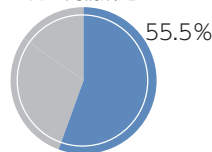
地 域	売 上 高		営業（セグメント）利益	
	金 額	前 期 比	金 額	前 期 比
	百万円	%	百万円	%
日 本	(55.5) 196,455	97.1	20,141	88.7
北 米	(29.3) 103,725	94.2	7,267	125.2
欧 州	(15.0) 53,385	100.1	1,850	117.8
調 整 額	356	331.2	△2,818	—
合 計	(100.0) 353,922	96.8	26,440	98.3

- (注) 1. () 内は構成比
2. 「調整額」は、各地域に含まれない売上高や全社費用など、地域別セグメントに属さない数値です。

日本

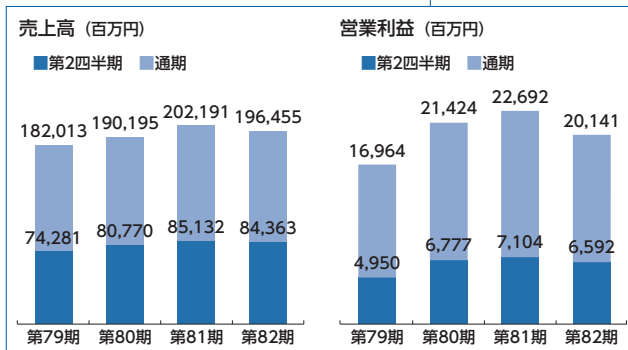
売上高 196,455百万円 (前期比 2.8%減)
 営業利益 20,141百万円 (前期比 11.2%減)

売上高構成比



多品種化の推進により間仕切が堅調、また点検法制化による保守点検が好調でメンテサービス事業も増収となりましたが、重量シャッター・ビルマンションドア等、オフィス・医療施設などの非住宅用が伸びず減収となり、売上高は前期に比べ2.8%減の1,964億5千5百万円となりました。

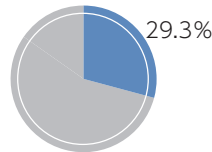
営業利益は、事業拡大のための先行投資や人件費等が増加し、数量減の影響をカバーしきれなかったことにより、前期に比べ11.2%減の201億4千1百万円となりました。



北米

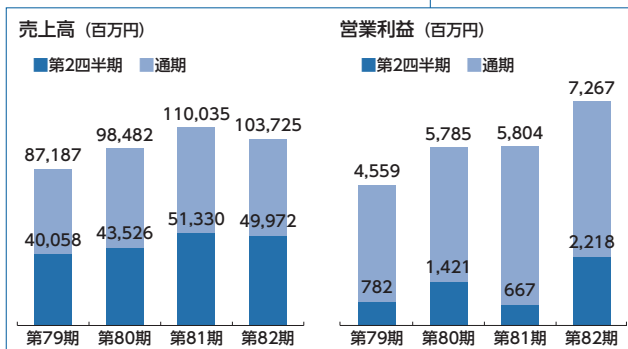
売上高 103,725百万円 (前期比 5.7%減)
 営業利益 7,267百万円 (前期比 25.2%増)

売上高構成比



主力のドア事業は、米国住宅市場が好調で増収となり、自動ドア事業、施工・サービス事業も好調に推移し現地通貨ベースでは増収となったものの、為替の影響により円ベースでは売上高は前期に比べ5.7%減（現地通貨ベースでは4.2%増）の1,037億2千5百万円となりました。

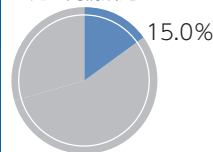
営業利益は、増収効果に加え、材料費低減等により前期に比べ、25.2%増（現地通貨ベースでは38.4%増）の72億6千7百万円となりました。



欧州

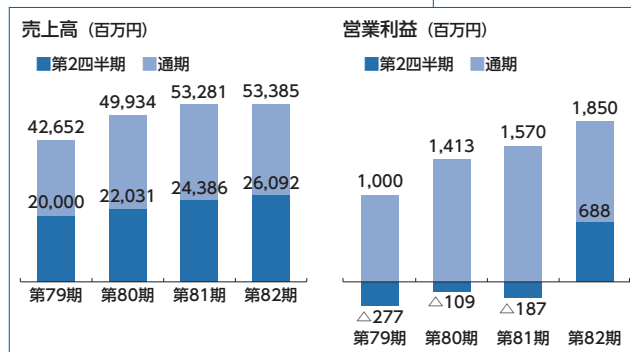
売上高 53,385百万円 (前期比 0.1%増)
 営業利益 1,850百万円 (前期比 17.8%増)

売上高構成比



ヒンジドアは新製品が好調で大幅な増収、ガレージドアは市場の回復により増収、また産業用ドアにおいてもノルスード社の連結効果により大幅な増収となりましたが、為替の影響により円ベースでは売上高は前期に比べ0.1%増(現地通貨ベースでは11.0%増)の533億8千5百万円となりました。

営業利益は、増収効果により、前期に比べ17.8%増(現地通貨ベースでは30.5%増)の18億5千万円となりました。

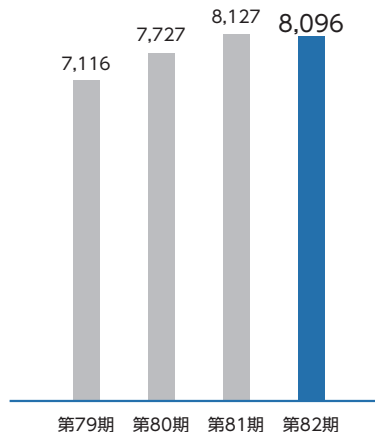


(注) 地域別セグメントに属さない数値は除いているため、各地域の売上高、営業利益の合計値は、連結売上高、連結営業利益とは一致しません。

(2) 資金調達の状況

当年度においては、長期借入金のリファイナンスや設備投資などに充当するため、平成28年12月9日に100億円の無担保普通社債を発行致しました。

設備投資額の推移 (単位: 百万円)



(3) 設備投資の状況

当社グループにおいて、当期中に実施致しました設備投資の総額は、80億9千6百万円であります。その主な内容は、国内グループ会社での生産設備導入により27億7千7百万円、海外グループ会社で35億4千2百万円(米国:16億6千9百万円、欧州:18億7千3百万円)、および情報技術関連の投資17億7千6百万円(国内:6億8千6百万円、米国:8億2千7百万円、欧州:2億6千1百万円)であります。

(4) 財産および損益の状況の推移

当社グループの財産および損益の状況の推移は、次のとおりであります。

当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第79期 平成26年3月期	第80期 平成27年3月期	第81期 平成28年3月期	第82期 (当期) 平成29年3月期
売上高 (百万円)	311,957	339,045	365,615	353,922
営業利益 (百万円)	20,649	26,334	26,870	26,440
経常利益 (百万円)	20,316	25,975	26,161	25,278
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,161	12,857	14,627	17,070
1株当たり当期純利益 (円)	42.37	54.09	63.06	74.61
総資産 (百万円)	281,917	323,327	310,269	323,393
純資産 (百万円)	113,956	126,748	130,334	139,905
1株当たり純資産 (円)	474.62	541.49	565.63	607.15

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

【会社の基本方針】

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを「使命」とし、この「使命」を具体的に現すために「経営理念」および「行動指針」を定めています。

経営理念

「お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する」
「世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる」
「個人の創造力を結集してチームワークにより、企業価値を高める」

行動指針

「お客さまの信頼の向上のために感謝と誠意をもって業務活動を行なう」
「国内外、社会のニーズに応える品質・コストを追求し、トップブランドを確立する」
「未来を先取りし、絶えずあらゆる部門の技術レベル・生産性を向上させる」
「ルールを遵守し、自由闊達で風通しのよい、やりがいのある職場づくりを行なう」
「常に自己啓発し、自ら高い目標に挑戦し、自らの役割と責任を認識し価値創造に貢献する」

当社グループは、お客様をはじめとするステークホルダーの方々の信頼と期待に応え、「使命」「経営理念」「行動指針」を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

【長期経営ビジョン（三和グローバルビジョン2020）】

「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全、安心、快適な商品とサービスを提供する。

当社グループは、「三和2010ビジョン」（2001年～2012年）の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を策定し、2013年度よりスタート致しました。

目指す姿

1. 日・米・欧において、各地の市場特性に応じた発展により、トップブランドの地位を不動のものとする。
2. 各地域でお客様が満足する最大の付加価値を提供するため、サービス分野の強化を中心にビジネスモデルを拡大する。
3. アジアを中心とした新興国におけるシャッター・ドア事業を、グループの事業の一つの柱とし、トップブランドに育成する。
4. 各地に展開する強みを結集し、グローバル市場における全体最適を推進する。

【中期経営計画（第二次3ヵ年計画 2016年～2018年）】

「三和グローバルビジョン2020」の実現に向けて、グローバル・メジャーとしての競争力を強化する3ヵ年として以下の重点方針と経営目標を掲げ『第二次3ヵ年計画』（2016年～2018年）をスタート致しました。

《重点方針》

1. 日・米・欧における競争力の強化とトップブランドの確立

国内グループ会社：既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、点検法制化対応

米国グループ会社：基幹事業の強化および成長、川下事業戦略、海外事業拡大

欧州グループ会社：グループ経営の推進、耐火ドアの全欧州への拡販、産業用ドア事業の拡大、セクシヨナルガレージドアのシェア拡大

2. サービス分野の強化とビジネスモデル拡大

国内事業：サービス事業の強化、修理・メンテナンス体制の強化（工事力強化と法制化対応）、支店・各ブロックにおける営業体制のための各種インフラ整備

米州事業：カナダの販売会社と米国のドア施工直販部門を統合して施工・サービス部門を新たに設置、自動ドア事業での収益改善とM&Aによる業容拡大

欧州事業：欧州全域でのサービス機能の再構築、プロユーザー向けのWebを活用したスペアパーツの欧州全域での拡販

3. アジア事業の事業基盤の強化

① 各重点マーケットでトップシェアを目指す

② ローカル化の更なる推進

③ グループ会社間のシナジー連携強化

④ アジア域内の横断的な商機拡大

4. グローバル展開による競争力の発揮

① グループ調達活動の拡大

② グローバル営業ネットワーク

③ グローバルベースの商品開発・展開

5. 社会から信頼される企業体質の維持強化

① コーポレートガバナンス強化

② コンプライアンス、品質・安全の徹底

《経営目標》

	2016年度実績	2018年度目標
売上高	3,539億円	4,100億円
営業利益	264億円	370億円
営業利益率	7.4%	9.0%
ROE	12.7%	15.0%
自己資本比率	42.9%	42.0%

(注) 目標の数値および比率は、中期計画策定時に入手可能な情報に基づいて算出しておりますので、環境や業況の変化により変更する可能性があります。

当社グループは、第二次3ヵ年計画に全力で取り組むことで、企業価値を更に向上させ、株主を始めとしたステークホルダーの皆様の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の経営方針ならびに諸施策をご理解いただき、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

「第二次3ヵ年計画」の詳細につきましては、弊社HPの“ニュースリリース”に掲載しております「第81期2016年3月期決算および三和グローバルビジョン2020 第二次3ヵ年計画(2016-2018)説明資料」〔掲載日：2016年5月13日〕、進捗につきましては、「第82期2017年3月期決算説明資料」〔掲載日：2017年5月12日〕をご参照ください。

(6) 主要な事業内容

当社は、当社グループの事業会社の株式を保有することにより事業活動を支配、管理する持株会社です。当社グループの事業会社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主要製品等
日本	シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品、メンテナンス・サービス事業
北米	シャッター製品、シャッター関連製品、住宅用ガレージドア製品、車両用ドア製品、メンテナンス・サービス事業
欧州	シャッター製品、シャッター関連製品、ドア製品、住宅用ガレージドア製品、メンテナンス・サービス事業

(7) 重要な子会社および企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業の内容
三和シャッター工業株式会社	東京都	500百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
昭和フロント株式会社	東京都	200百万円	100%	ストアフロントの販売
沖縄三和シャッター株式会社	沖縄県	100百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
三和タジマ株式会社	東京都	100百万円	100%	建築用ステンレス製品の製造・販売
三和エクステリア新潟工場株式会社	新潟県	10百万円	100%	エクステリア製品の製造
ベニックス株式会社	埼玉県	10百万円	100%	間仕切製品の製造
S a n w a U S A I n c .	アメリカ	510米ドル	100%	持株会社
Overhead Door Corporation	アメリカ	275百万米ドル	※100%	ガレージドア、シャッターの製造・販売
Creative Door Services Ltd.	カナダ	24百万カナダドル	※100%	ガレージドア、シャッターの販売
Novoferm Europe Ltd.	イギリス	2千ユーロ	100%	持株会社、シャッター、ドアの販売
Novoferm Germany GmbH	ドイツ	25千ユーロ	※100%	持株会社
N o v o f e r m G m b H	ドイツ	12,782千ユーロ	※100%	シャッター、ドアの製造・販売
Novoferm France S.A.S.	フランス	11,337千ユーロ	※100%	シャッターの製造・販売
Novoferm Nederland B.V.	オランダ	27千ユーロ	※100%	産業用ドア、シャッターの製造・販売
Alpha Deuren International B.V.	オランダ	132千ユーロ	※100%	産業用ドア、シャッターの製造
Novoferm Alsal S.A.	スペイン	4,808千ユーロ	※50%	ドア製品、ガレージドアの製造・販売
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア	98千ユーロ	※100%	防火ドアの製造・販売

- (注) 1. ※は、子会社による出資を含むものであります。
 2. 連結子会社は、上記重要な子会社17社を含む45社であります。

② 重要な業務提携の状況

会社名	提携先	提携の内容
三和シャッター工業株式会社	ホーチキ株式会社	防犯・防災システムの共同開発・営業展開
三和シャッター工業株式会社	株式会社 L I X I L	スチール製商品のOEM供給

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所および工場
三和ホールディングス株式会社	本社：東京都
三和シャッター工業株式会社	本社：東京都 事業部：北海道、宮城県、栃木県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県 支店：東京都、愛知県、大阪府 工場：北海道、栃木県、群馬県、静岡県、岐阜県、広島県、福岡県
昭和フロント株式会社	本社：東京都 支店：埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県
沖縄三和シャッター株式会社	本社：東京都 工場：沖縄県
三和タジマ株式会社	本社：東京都 支店：東京都、愛知県、大阪府 工場：埼玉県、愛知県
三和エクステリア新潟工場株式会社	本社：新潟県 工場：新潟県、埼玉県
ベニックス株式会社	本社：東京都 工場：埼玉県
S a n w a U S A I n c .	アメリカ
Overhead Door Corporation	アメリカ、カナダ、メキシコ
Creative Door Services Ltd.	カナダ
Novoferm Europe Ltd.	イギリス
Novoferm Germany GmbH	ドイツ
N o v o f e r m G m b H	ドイツ
Novoferm France S.A.S.	フランス
Novoferm Nederland B.V.	オランダ
Alpha Deuren International B.V.	オランダ
Novoferm Alsai S.A.	スペイン
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
9,051 (1,310) 名	261 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
 2. 従業員数欄の()は、外数で臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 前期末比増減は、臨時従業員を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	19,227 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,733
株式会社みずほ銀行	4,318
三井住友信託銀行株式会社	2,500
日本生命保険相互会社	1,550

(11) その他当社グループに関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

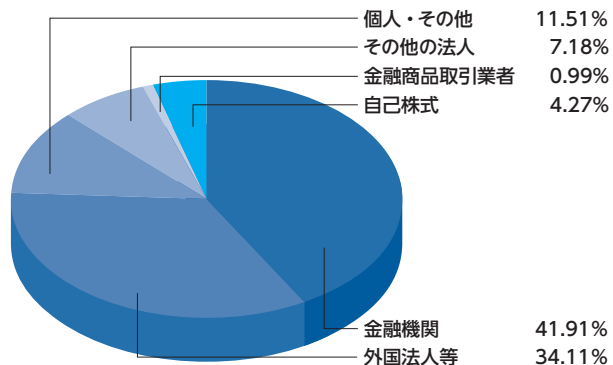
当社は、企業体質の改善、経営基盤の強化を図りつつ、企業価値増大に向けた経営を更に推進するため、安定した配当性向を維持し、連結業績に連動した利益配分を行うことを基本方針としており、株主への配当は親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向35%を目安としております。

また、自己株式の取得については、成長投資を優先するものの、投資による大きなキャッシュアウトがなければ、自己株式取得を検討致します。

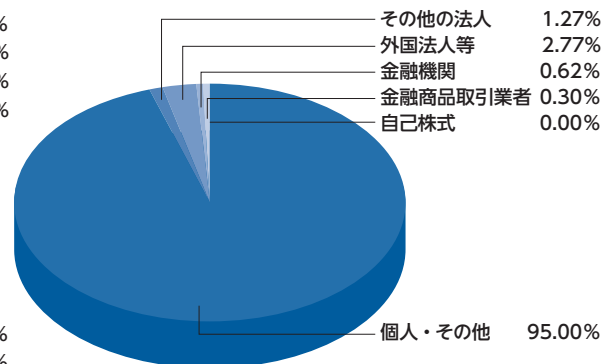
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	550,000,000株
(2) 発行済株式の総数	239,000,000株
(3) 株主数	10,660名
(4) 所有者別株式分布状況	

① 株式数比率



② 株主数比率



(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 17,518	% 7.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,210	6.21
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,299	4.93
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	8,100	3.54
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420	2.80
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,151	2.25
日 新 製 鋼 株 式 会 社	4,968	2.17
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,637	2.02
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,601	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	4,129	1.80

- (注) 1. 当社は、自己株式10,209,656株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	行使条件
2008年度新株予約権 ※平成20年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 76,000株	1株につき 301円	1株につき 1円	平成20年7月16日 ～ 平成50年7月15日	76個	3名	別記
2009年度新株予約権 ※平成21年6月30日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 82,000株	1株につき 263円	1株につき 1円	平成21年7月16日 ～ 平成51年7月15日	82個	3名	別記
2010年度新株予約権 ※平成22年6月30日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 99,000株	1株につき 250円	1株につき 1円	平成22年7月16日 ～ 平成52年7月15日	99個	3名	別記
2011年度新株予約権 ※平成23年6月29日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 102,000株	1株につき 243円	1株につき 1円	平成23年7月15日 ～ 平成53年7月14日	102個	3名	別記
2012年度新株予約権 ※平成24年6月28日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 138,000株	1株につき 252円	1株につき 1円	平成24年7月14日 ～ 平成54年7月13日	138個	5名	別記
2013年度新株予約権 ※平成25年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 76,000株	1株につき 515円	1株につき 1円	平成25年7月13日 ～ 平成55年7月12日	76個	5名	別記
2014年度新株予約権 ※平成26年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 75,000株	1株につき 625円	1株につき 1円	平成26年7月15日 ～ 平成56年7月14日	75個	7名	別記
2015年度新株予約権 ※平成27年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 49,700株	1株につき 921円	1株につき 1円	平成27年7月14日 ～ 平成57年7月13日	497個 (注3)	7名	別記
2016年度新株予約権 ※平成28年6月28日 発行決議	取締役 (注1) (注2)	普通株式 68,900株	1株につき 810円	1株につき 1円	平成28年7月15日 ～ 平成58年7月14日	689個 (注3)	7名	別記

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
 2. 監査等委員である取締役には新株予約権を付与していません。
 3. 平成26年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更したことにより、2015年度より新株予約権の個数は増加しております。

(別記) 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。
新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人（以下「権利承継者」という。）を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。
- iii 新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定および質入れ等一切の処分を行うことはできない。
- iv その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	たか やま とし たか 高 山 俊 隆	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 代表取締役会長 Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
代 表 取 締 役 社 長	みなみ もと たもつ 南 本 保	(重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	きの した かず ひこ 木 下 和 彦	国内事業部門担当 (重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 代表取締役副会長
取 締 役	たか やま やす し 高 山 靖 司	社長補佐 兼 経営企画部門担当 (重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	ふじ さわ ひろ あつ 藤 沢 裕 厚	欧米事業部門担当 (重要な兼職の状況) Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	たに もと わだ み 谷 本 洋 実	グローバル戦略部門担当
取 締 役	ふく だ まさ ひろ 福 田 真 博	経営企画部門補佐
取 締 役	やす だ まこと 安 田 信	(重要な兼職の状況) 株式会社安田信事務所 代表取締役社長 セコム株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	ざい ま てい こう 在 間 貞 行	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 非常勤監査役 昭和フロント株式会社 非常勤監査役
取締役 (常勤監査等委員)	よね さわ つね かつ 米 澤 常 克	
取締役 (監査等委員)	ご き た あきら 五 木 田 彬	(重要な兼職の状況) 五木田・三浦法律事務所 代表 いちよし証券株式会社 社外取締役

- (注) 1. 代表取締役社長南本保氏は、平成29年4月1日付で取締役相談役に就任しております。
2. 取締役木下和彦氏は、平成29年4月1日付で国内事業部門担当を解かれております。
3. 取締役高山靖司氏は、平成29年4月1日付で代表取締役社長に就任しております。
4. 取締役藤沢裕厚氏は、平成29年4月1日付でグローバル事業部門担当に就任しております。
5. 取締役谷本洋実氏は、平成29年4月1日付でグローバル戦略部門担当を解かれております。
6. 取締役福田真博氏は、平成29年4月1日付で経営企画部門担当に就任しております。
7. 取締役安田信氏、米澤常克氏および五木田彬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏らを独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
8. 取締役在間貞行氏は、長年にわたる経理管理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や執行役員等からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに監査部と監査等委員会との十分な連携を図るために、取締役在間貞行氏および米澤常克氏を常勤の監査等委員として選定しております。
10. 当社は、社外取締役および監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、法令に定める額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役の異動

① 就任

当社は、平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行致しました（以下、「本件移行」といいます）。本件移行に伴い、在間貞行氏、米澤常克氏、五木田彬氏が、新たに監査等委員である取締役に選任され就任致しました。

② 退任

本件移行に伴い、監査役疋田守氏、田辺克彦氏が任期満了により退任致しました。

③ 辞任

取締役上枝一郎氏は、平成28年6月10日付けで、辞任により退任致しました。

(3) 執行役員の氏名等

平成29年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
C E O	高 山 俊 隆	
C O O	高 山 靖 司	
専 務 執 行 役 員	藤 沢 裕 厚	グローバル事業部門
常 務 執 行 役 員	福 田 真 博	経営企画部門
常 務 執 行 役 員	佐 塚 達 人	経営企画部門補佐
常 務 執 行 役 員	安 井 英 峰	アジア事業部門
常 務 執 行 役 員	堀 内 修	アジア事業部門補佐
執 行 役 員	保 泉 武 伸	欧州事業部長
執 行 役 員	矢 野 一 成	安和金属工業股份有限公司 総経理
執 行 役 員	道 場 敏 明	米州事業部長
執 行 役 員	横 田 和 彦	上海宝産三和門業有限公司 董事・筆頭副総経理

(4) 取締役の報酬等

① 取締役報酬等の額の決定に関する方針

1. 取締役報酬等の額の決定に関する方針の決定方法
取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等については監査等委員である取締役の協議により決定する。
2. 取締役報酬等の額の決定に関する方針の内容
 - I 取締役報酬等の基本的考え方
当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。
 - II 取締役報酬等の内容
 - a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬
基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。ただし、社外取締役については、基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。
 - b. 監査等委員である取締役報酬
基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。
 - c. 基本報酬
基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を勘案して設定し、監査等委員でない各取締役の報酬は、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する。
 - d. 業績連動変動報酬
業績連動変動報酬総額は当社の連結業績向上に応じて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役位・担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定する。
 - e. 株式報酬型ストックオプション
株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の額

役員	支給人員	基本報酬	業績連動変動報酬	株式報酬型 ストックオプション	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9名 (1名)	334百万円 (10百万円)	87百万円 —	54百万円 —	475百万円 (10百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	54百万円 (30百万円)	— —	— —	54百万円 (30百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18百万円 (9百万円)	— —	— —	18百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (4名)	407百万円 (50百万円)	87百万円	54百万円	548百万円 (50百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬型ストックオプションは、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額680百万円以内(平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会決議)であります。
4. 上記3.とは別枠として、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)の株式報酬型ストックオプションの報酬限度額は、年額60百万円以内(平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会決議)であります。
5. 監査役の報酬限度額は年額108百万円以内(平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内(平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会決議)であります。

(5) 社外役員に関する事項**① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係**

各社外取締役等の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	安 田 信 氏	株式会社安田信事務所 代表取締役社長 セコム株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	五 木 田 彬 氏	五木田・三浦法律事務所 代表 いちよし証券株式会社 社外取締役

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会 (10回)		監査役会 (4回)		監査等委員会 (6回)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	安 田 信 氏	10回	100%	—	—	—	—
監 査 役	米 澤 常 克 氏	2回	100%	4回	100%	—	—
取 締 役 (監査等委員)	米 澤 常 克 氏	8回	100%	—	—	6回	100%
取 締 役 (監査等委員)	五木田 彬 氏	8回	100%	—	—	6回	100%

(注) 当社は、平成28年6月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。米澤常克氏は、第82期に10回開催された取締役会のうち、2回監査役として、8回監査等委員である取締役として出席しております。

2. 取締役会、監査役会および監査等委員会における発言状況

- ・安田信氏は、経験豊富なグローバル企業経営者としての観点から発言を行っております。
- ・米澤常克氏は、経験豊富なグローバル企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
- ・五木田彬氏は、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	12百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Sanwa USA Inc.、Novoferm Europe Ltd.、Novoferm GmbH等11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人に対する監査報酬について、当社と会計監査人で協議のうえ作成した監査計画、監査に要する時間および監査内容等を検証し、総合的に勘案して同意しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任および解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会にて報告致します。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合は、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行に伴い「内部統制システム構築の基本方針」を一部改正致しました。

改正後の内容は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、『安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する』ことを「使命」とし、「使命」を具現化する「経営理念」および「行動指針」を定め、これを具体的行動に移す「三和グループコンプライアンス行動規範」を制定する。
- (2) 「三和グループコンプライアンス行動規範」の周知・浸透を図るため「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を当社グループの役職員全員に配布し、各人から行動規範を遵守し行動する旨の書面を取得して、法令、社内規程・社内ルールの遵守、社会的要請に応える誠実な企業活動の展開を推進する。
- (3) 当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、C S R (Corporate Social Responsibility) 部門を担当する取締役を議長とし、当社各部門長およびグループ各社の社長から構成する「グループC S R 推進会議」、その下部組織に、グループ各社に各社の社長を委員長とする「C S R 推進委員会」を設置し、コンプライアンス活動体制の構築・推進を総括し、コンプライアンス意識の向上および教育・啓蒙に努める。
- (4) 当社グループは、毎年11月に「コンプライアンス月間」を実施し、各部署・各人の行動が、法令、社内規程・社内ルールおよび社会倫理に則っているか等の点検、確認、勉強会等を行い、コンプライアンス意識の浸透と「コンプライアンス行動規範」に基づく行動の徹底を図る。
- (5) C S R 推進部および社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置し、当社グループの役職員および協力会社・業者が、コンプライアンスに関する事項について、通報・相談ができる体制を確立する。また、当該通報者に対しては、「企業倫理ホットライン運用規定」に基づき、通報・相談内容の機密を保証し、併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、総務部を対応部署として警察当局および弁護士等と緊密に連携し毅然とした態度で臨み、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

【運用状況】

当社グループは、コンプライアンス体制の総括責任者であるC S R (Corporate Social Responsibility) 部門担当取締役を任命しており、当該担当取締役の指揮・命令のもと、三和グループ各社の取締役、監査役、執行役員および従業員に浸透を図っております。また、三和グループの使命・経営理念・行動指針の精神、価値観を具体的な行動に移す際に守るべきことをまとめた「コンプライアンス行動規範&ケースブック」(2015年4月1日改訂)の配布、管理職を対象としたコンプライアンス研修、および「コンプライアンス月間」(毎年11月)の実施を通じ浸透を図っております。

グループ各社においてはC S R 推進委員会を年2回以上開催、その上位組織としてグループを総括するグループC S R 推進会議を年2回(9月、3月)開催し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

当社グループの内部通報制度である「企業倫理ホットライン」に当該事業年度受け付けた通報件数は45件でした。この内容はすべて、監査等委員に報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会等の意思決定に係る重要な会議の議事録、「職務権限規定」に基づいて決裁した文書等の取締役の職務執行に係る情報は、法令および「取締役会規則」、「文書取扱規定」等の社内規程に基づき、定められた期間保存する。
- (2) 上記の文書等の情報は、取締役が常時閲覧することができる状態で維持するとともに、「情報セキュリティ規定」に基づき、適正な管理を図る。

【運用状況】

当社グループは、職務執行に係る情報の保存について、法令の定めにより、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定に従い、適切に保存しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ各社は、「リスクマネジメント規定」に基づき、業務遂行における事業リスクの把握・分析・評価を実施し、必要な回避策、低減策を講じるとともに、緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なうことのないように、発生時の報告から復旧対策までのリスクマネジメント体制を構築・整備・運用する。
- (2) 「グループCSR推進会議」が、リスクマネジメント推進専管組織として、当社グループのリスクマネジメントの基本方針、リスクマネジメントに関する計画、施策の進捗状況の報告・審議を行い、また、下部組織のグループ各社の「CSR推進委員会」が、各社の事業展開に伴い発生するリスクに適切かつ迅速に対応するリスク管理を行う。
- (3) 監査部は、内部監査の一環として当社グループのリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用状況の監査を行い、その結果を代表取締役、CSR部門担当取締役および監査等委員会に報告し、CSR部門担当取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

【運用状況】

当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスクマネジメント規定」および緊急事態発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理要領」（2017年4月1日改訂）を整備し、周知・運用しております。

また、グループCSR推進会議を年2回（9月、3月）開催し、グループ各社に対して実施しているモニタリングに基づき、前事業年度の活動内容を振り返り、当事業年度の活動予定についての審議または報告を行っております。なお、グループCSR推進会議の審議内容については、毎事業年度、取締役会において報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化を図り、意思決定の迅速化、権限委譲によりグループ経営力を強化するために、執行役員制度を導入している。
- (2) 「取締役会規則」「取締役・執行役員職務規定」「職務権限規定」および「稟議規定」等を制定し、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における職位別決裁基準等により責任と権限および意思決定ルールを明確化して、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- (3) 会社経営に関する重要事項の諮問機関として「経営会議」を設置し、重要な業務執行の決定を委任された取締役の決裁事項のうち必要事項の審議を行い会社経営の円滑な遂行を図るとともに、取締役会付議事項に関わる重要事項の決定に資する事前審議を行い、取締役会における意思決定の迅速化および効率化を図る。
- (4) 取締役会において、経営ビジョン、中長期経営方針、経営目標および年度経営計画を策定し、月次または四半期ごとにグループ会社を担当する取締役が主宰する「地域別P D C A会議」を開催して、グループ各社の計画必達に向けた施策のP D C A (Plan Do Check Action) の実施状況を確認・検証して、指導・助言を行い、取締役会にその進捗状況を報告する。

【運用状況】

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することによる経営の効率化と、取締役が執行役員の業務執行を監督する機能の強化を図っております。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨年6月の取締役会の決議により取締役会規則等の社内規定を整備し、また、経営判断の迅速化を図る観点から「重要な業務執行の一部の決定（法令に定める事項を除く）」を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。なお、委任された取締役の諮問機関として「経営会議」を設置し、同取締役の意思決定の判断および業務執行の機動性強化等の補佐をしております。

グループ各社を担当する取締役は、月次または四半期ごとに「担当地域別P D C A会議」（国内、米州、欧州、アジア）を開催し、経営目標および年度の経営計画の進捗状況、課題およびその対応策を確認・検証し、指導助言を行い、取締役会に報告しております。

5. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の「自主独立責任経営」を尊重しつつも、当社グループの全体最適を踏まえた業務の適正を確保するため、各社に「使命」「経営理念」「行動指針」「三和グループコンプライアンス行動規範」を徹底し、グループ一体となったコンプライアンス体制、品質保証体制、リスク管理体制等により、健全で効率的な企業集団活動を推進する。さらに、グループ各社を含めた業務の適正を確保するため、諸規則、諸規定を整備し、適切な内部統制システムを構築する。
- (2) グループ各社は、独立企業として自主運営を行い法令、社内規則・社内ルールを遵守して経営責任を果たし、また、グループ各社を担当する取締役は、各社の業務決定および業務執行の状況を監督し経営管理の透明性の向上に向けて指導、助言を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保・推進を図る。
- (3) グループ各社の取締役または監査役に、当社役職員が就任し、経営の適法性および実効性を確保する。
- (4) 「グループ会社管理規定」および欧・米・アジア各社の決裁権限基準に基づき、グループ各社に対して、業務執行に係る一定の事項について、事前の協議または承認、事後の報告を義務付けている。なお、一定の基準に該当する事項は、当社取締役会の決議事項または報告事項とする。また、グループ各社を統轄する部門は、各社から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じ支援を行う。
- (5) 監査部は、当社グループの各部署に対して業務の執行の状況およびコンプライアンス、リスク管理に関する内部監査を実施し、その結果を、代表取締役および監査等委員会に報告するとともに、被監査部門にフィードバックし、業務執行の適正性・有効性の改善・向上に努める。

【運用状況】

グループ各社の役員に就任した役職員は、各社の取締役会や監査役監査において、経営の適法性および実効性が確保されていることを確認しております。

今年度の監査部におけるグループ各社の内部監査は、10社24回実施されており、監査結果を被監査部門にフィードバックすると共に、月次で代表取締役および監査等委員会に監査結果を報告しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、監査部が補助する。
- (2) 監査部の評価・人事異動等は、監査等委員会の同意を得た上で決定し、業務執行部門からの独立性を確保する。
- (3) 監査部の使用人は、監査等委員会の職務の補助に限っては、監査等委員会に従うものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

【運用状況】

監査部を監査等委員会の職務を補助する使用人としており、監査等委員会の指示の実効性を確保するために、監査等委員会の職務の補助に当り、同会の指示に従っております。

7. 当社グループの取締役および使用人等ならびにこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、経営会議、地域別P D C A会議およびグループC S R推進会議等の重要会議に参画し意見を述べ報告を求めるとともに、必要と判断する会議の議事録および稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、法令または定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、監査等委員会にその内容を速やかに報告する。
- (3) 監査部は、内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価状況、また、C S R推進部は、内部通報の状況を、代表取締役および監査等委員会にそれぞれ定期的に報告する。
- (4) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内に周知徹底する。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会、経営会議、グローバル戦略会議、地域別P D C A会議、グループC S R推進会議等の重要な会議を通じ、取締役および執行役員等から業務報告を受けるとともに、その議事録等を求めるなど執行内容について監督を行っています。

監査等委員に対する報告においては、内部通報制度同様に、報告者が不利な取扱いを受けないことを周知・徹底しています。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役からその職務の執行について、費用の前払い等の請求があったときは、監査部において当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに処理する。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行に際して必要と認められる費用等については、監査等委員会と協議の上、監査部は毎年予算を計上する。

【運用状況】

監査等委員会の年間の活動計画に基づき、監査部は予算を計上しています。今期は、前払いがなく事後に経費処理等を実施しました。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるために、代表取締役と定期的または必要に応じて意見交換を行うとともに、会計監査人および監査部と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。
- (2) 監査等委員である取締役は、当社グループの役職員に対して、業務執行に関する事項について説明または報告を求めることができるほか、業務および財産の状況を調査することができる。この場合、当該役職員は、迅速かつ的確に対応する。
- (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができる。

【運用状況】

監査等委員会は代表取締役と1回、会計監査人と7回意見交換会を実施しました。また、監査等委員会は取締役や使用人に対し必要に応じ報告を求め、ヒアリングや意見交換会を実施し、監査が実効的に行われることを確保しています。監査等委員会は監査部と定期的な会合を開催しており、監査結果について情報を共有しています。

10. 当社グループの財務報告の信頼性確保のための体制

- (1) 当社グループ各社は、金融商品取引法および関係法令に基づき、適切な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し運用する。
- (2) 監査部は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を定期的実施し、代表取締役等に報告するとともに、継続的な改善・向上活動を行い、財務報告の適正性および信頼性を確保する。

【運用状況】

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の維持・評価の為に内部統制評価の専門部署を監査部内に設置しています。

同部署は財務計算に関する書類やその他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について評価を実施しています。

評価結果等については、会計監査人による監査および取締役会、監査等委員会による検証を経て、法令所定の手続きにより内部統制報告書として適正に開示しています。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年5月16日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、従来の当社株式の大量取得行為に関する対応策に所要の修正を加えた対応策（以下「本プラン」といいます。）への更新を決議致しました。本プランは、平成26年6月26日開催の当社第79期定時株主総会において、承認可決されております。

(1) 基本方針の内容の概要

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保、向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

- ① お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する
- ② 世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる
- ③ 個人の創造力を結集してチームワークにより、企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国、欧州、中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売、調達、生産、技術開発および新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品、サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「日・米・欧における『動く建材』の不動のトップブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成、確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全、安心、快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守、環境保全、社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値および株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得し

た株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

- ① 企業価値および株主共同の利益の確保、向上の実現に向けた取組みについて
当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成25年5月に策定した長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上を実現していく考えであります。
- ◎ 長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」
当社グループは、長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」(2001年～2012年)にて掲げた基本方針に基づき、国内においては、シャッター依存型からドア、フロント、間仕切、ステンレスなどの多品種化を進展させました。また、欧州、アジア各地域への進出により、日本、米国、欧州、アジアの4極に拠点を築き、グローバル化の基礎を構築しました。残された課題としては、アジア事業の拡大、サービス事業のグローバル展開、グローバルシナジーの強化などがあります。以上の成果と課題を踏まえ、「三和2010ビジョン」の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を次のとおり策定しました。
【三和グローバルビジョン2020】
「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全、安心、快適な商品とサービスを提供する。
目指す姿
 - 日・米・欧における不動のトップブランド
 - サービス分野のビジネスモデル確立
 - アジアを中心とした新興国でのシャッター・ドア事業を拡大し、トップブランドに育成する
 - グローバル市場におけるグループシナジーの推進
- ② 企業価値および株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み
当社は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンスおよび企業の社会的責任への取組みの強化を図っております。

1. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図るなど、従来から「経営の健全化と透明性」「業務執行の効率性と機動性」の向上を図ってまいりました。

昨年、当社は創立60周年を迎え、取締役会の監督機能を高めることでコーポレート・ガバナンスを更に強化するとともに、経営判断の迅速化を図るため、過半数を社外取締役で構成される監査等委員会を有し、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社へ移行し、社外取締役3名を選任し、いずれの社外取締役も独立役員として指定しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化に注力し、効率性かつ透明性の高い企業経営を実現することで企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

2. 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

(3) 本プラン（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容の概要

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等に対する買付等（①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け等）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が従うべき手続等について定めております。

具体的には、買付者等には、買付等に先立ち、意向表明書および買付情報等を記載した買付説明書等を当社に提出していただきます。これを受け、独立委員会において、独立した専門家の助言を得ながら、買付者等から提出された情報や当社取締役会から提出された代替案（もしあれば）等の検討、買付者等と当社取締役会から提出された事業計画等に関する情報収集・検討、買付者等との協議・交渉等を行うとともに、当社においては、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない買付等や当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等には、取締役会に対し、新株予約権の無

償割当てを実施すべき旨を勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件および原則として当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関として決議を行うものとし、また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。買付者等は、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

本プランの有効期間は、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、または(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。

(4) 基本方針の実現に資する特別な取組みおよび本プランに対する取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記(2)に記載の長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を実行していくことが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランについても、第79期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ていること、その有効期間が3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、当社経営陣から独立した者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランにおける対抗措置の発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として合理的な客観的要件が設定されていること、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していることなどから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

なお、本プランについては、平成29年5月12日開催の当社取締役会にて、第82期定時株主総会に更新議案として上程しないことを決議しており、本プランは、同株主総会の終了をもって廃止する予定です。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値、持株数および比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 部		金 額	負 債 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		198,077	流動負債		108,225
現金及び預金		40,478	支払手形及び買掛金		45,750
受取手形及び売掛金		73,450	1年内償還予定の社債		3,000
電子記録債権		7,303	短期借入金		5,445
有価証券		17,289	1年内返済予定の長期借入金		11,391
商品及び製品		9,222	未払金		11,280
仕掛品		20,630	未払消費税等		3,079
原材料		18,127	未払法人税等		4,828
繰延税金資産		4,330	賞与引当金		5,533
その他		8,557	繰延税金負債		3
貸倒引当金		△1,311	その他		17,911
固定資産		125,315	固定負債		75,261
(有形固定資産)		(53,595)	社債		32,050
建物		16,564	長期借入金		22,852
構築物		1,039	役員退職慰労引当金		290
機械装置		11,928	退職給付に係る負債		13,650
車両運搬具		736	繰延税金負債		4,663
工具・器具・備品		2,803	その他		1,754
土地		17,908	負債合計		183,487
建設仮勘定		2,615	純資産部		の
(無形固定資産)		(24,173)	株主資本		128,846
のれん		7,557	資本金		38,413
商標		5,328	資本剰余金		39,902
ソフトウェア		6,636	利益剰余金		58,367
ソフトウェア仮勘定		1,384	自己株式		△7,837
その他		3,266	その他の包括利益累計額		10,065
(投資その他の資産)		(47,546)	その他有価証券評価差額金		1,563
投資有価証券		27,183	繰延ヘッジ損益		△33
関係会社株式・出資金		9,984	為替換算調整勘定		10,806
長期貸付金		351	退職給付に係る調整累計額		△2,271
退職給付に係る資産		5,496	新株予約権		302
繰延税金資産		1,671	非支配株主持分		691
その他		3,163			
貸倒引当金		△305	純資産合計		139,905
資産合計		323,393	負債純資産合計		323,393

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上			353,922
売 上			250,068
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			103,854
営 業 外 収 益			77,413
営 業 外 収 益			26,440
受 取 配 当 金 他		214	
受 取 配 当 金 他		198	
受 取 配 当 金 他		369	782
営 業 外 費 用			
支 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 他		571	
支 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 他		566	
支 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 他		806	1,944
経 常 利 益			25,278
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		44	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		754	798
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		125	
固 定 資 産 売 却 損		31	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		18	
子 会 社 事 業 再 構 築 費 用		483	
関 係 会 社 整 理 損 失		19	
関 係 会 社 整 理 損 失		32	711
税金等調整前当期純利益			25,365
法人税、住民税及び事業税		8,771	
法人税等調整額		△565	8,206
当期純利益			17,158
非支配株主に帰属する当期純利益			88
親会社株主に帰属する当期純利益			17,070

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 部		負 債 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	46,572	流 動 負 債	20,176
現 金 及 び 預 金	25,004	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	3,000
有 価 証 券	17,289	短 期 借 入 金	3,390
短 期 貸 付 金	458	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	880
繰 延 税 金 資 産	114	未 払 金	542
そ の 他 の 資 産	3,745	未 払 消 費 税 等	70
貸 倒 引 当 金	△40	未 払 法 人 税 等	126
固 定 資 産	176,547	関 係 会 社 預 り 金	11,994
(有 形 固 定 資 産)	(18,938)	そ の 他	173
建 構 物	6,189	固 定 負 債	55,738
構 築 物	398	社 債	32,050
車 両 運 搬 具	6	長 期 借 入 金	22,790
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	93	そ の 他	898
土 地	12,162	負 債 合 計	75,915
建 設 仮 勘 定	89	純 資 産 部	
(無 形 固 定 資 産)	(3)	株 主 資 本	145,344
ソ フ ト ウ エ ア	3	資 本 金	38,413
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	39,902
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(157,605)	資 本 準 備 金	39,902
投 資 有 価 証 券	27,018	利 益 剰 余 金	74,865
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金	120,595	利 益 準 備 金	3,919
長 期 貸 付 金	5,738	そ の 他 利 益 剰 余 金	70,945
繰 延 税 金 資 産	3,797	配 当 平 均 積 立 金	140
そ の 他 の 資 産	680	技 術 開 発 積 立 金	70
貸 倒 引 当 金	△225	別 途 積 立 金	55,580
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,155
		自 己 株 式	△7,837
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,557
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,590
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△33
		新 株 予 約 権	302
資 産 合 計	223,119	純 資 産 合 計	147,204
		負 債 純 資 産 合 計	223,119

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			19,353
営 業 費 用			3,360
営 業 利 益			15,992
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		334	
そ の 他		92	426
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		168	
社 債 利 息 他		154	
そ の 他		71	394
経 常 利 益			16,024
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		754	754
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		25	
固 定 資 産 売 却 損		15	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		18	
災 害 損 失		6	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損		20	85
税 引 前 当 期 純 利 益			16,692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		170	
法 人 税 等 調 整 額		71	241
当 期 純 利 益			16,451

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 朝 田 潔 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 中 伴 一 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 朝田 潔 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田中 伴一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

三和ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 在 間 貞 行 ㊟

常勤社外監査等委員 米 澤 常 克 ㊟

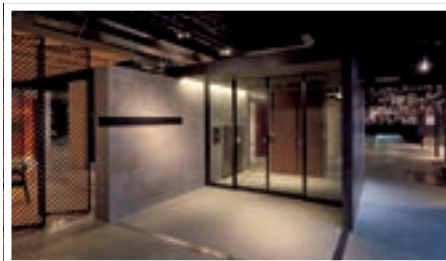
社外監査等委員 五 木 田 彬 ㊟

(注) 監査等委員米澤 常克及び五木田 彬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

TOPICS 1

“見て、聴いて、触れて” 体験型ショールームへ 三和シャッター工業株式会社 ショールームをリニューアル



三和シャッター工業株式会社は、本社ショールームを4月10日よりリニューアルオープンしました。シャッターやドアをはじめ、パーティション、自動ドアや郵便受けといったエントランス商品、屋外にはガレージドアや防水ドアといった三和グループの豊富な商品を展示しています。



TOPICS 2

三和スピンドル建材株式会社



2017年4月に日本スピンドル製造株式会社の学校間仕切を主力とする建材事業を譲り受けました。譲受後は、社名を三和スピンドル建材株式会社とし、連結対象子会社としてグループ間仕切事業の一翼を担います。

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会 毎年6月
株主確定日 定時株主総会議決権行使株主 3月31日
 期末配当金受領株主 3月31日
 中間配当金受領株主 9月30日
 その他必要あるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 単元株式数 100株
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同連絡先 〒137-8081
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 上場証券取引所 株式会社東京証券取引所
 (証券コード5929)
- 公告方法 電子公告により行う
 公告掲載URL <http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>
 (ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子
 公告による公告が行えない場合は、日本経済新聞に
 掲載いたします。)

【ご注意】

- (1) 株主様のご住所・お名前の変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金の振込指定その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。郵送物等の発送と返戻、支払期間経過後の配当金に関するご照会および株式事務に関する一般的なお問合せは、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）で承ります。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ホームページ



<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>

三和ホールディングス株式会社

〒163-0478
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
(新宿三井ビル52階)
TEL (03) 3346-3019 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。